

小社出版物につきまして、下記の訂正がございます。ここに訂正し、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

『ラクラク突破の1級建築士スピード学習帳 2026』 正誤表

2026年2月19日

科目	頁	該当箇所	誤(訂正前)	正(訂正後)
法規	217	実践問題 問3	問題文 地階を除く階数が <b>10</b> 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備であっても、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる	地階を除く階数が <b>11</b> 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備であっても、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる
			解答 ×	○
法規	233	実践問題 問6	解答解説 鉄筋コンクリート造で高さ20m超であり <b>法20条</b> 二号に該当する。令81条2項二号より、令81条2項一号イの保有水平耐力計算とする場合であっても、 <b>令36条2項一号より</b> 令82条の2の層間変形角は適用	鉄筋コンクリート造で高さ20m超であり <b>法20条1項</b> 二号に該当する。令81条2項二号より、令81条2項一号イの保有水平耐力計算とする場合であっても、令82条の2の層間変形角は適用
構造	368	最頻出問題 問1	選択肢・ 解答解説 次頁参照(選択肢1~4、および解説の計算式と図に誤りがありました)	
施工	493	3 建設業法 上の規定	解説 建設業者は、元請であれ下請であれすべて、建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者を置く。また、特定建設業者が、元請となって発注者から直接建設工事を請け負った場合、 <b>4,500万円</b> (建築一式工事の場合は <b>7,000万円</b> )以上を下請に出すときは、主任技術者ではなく、工事現場に監理技術者を置く(業法26条2項)。また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または、監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の金額について、建築一式工事にあつては <b>8,000万円</b> 以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては <b>4,000万円</b> 以上とする	建設業者は、元請であれ下請であれすべて、建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者を置く。また、特定建設業者が、元請となって発注者から直接建設工事を請け負った場合、 <b>5,000万円</b> (建築一式工事の場合は <b>8,000万円</b> )以上を下請に出すときは、主任技術者ではなく、工事現場に監理技術者を置く(業法26条2項)。また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または、監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の金額について、建築一式工事にあつては <b>9,000万円</b> 以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては <b>4,500万円</b> 以上とする
施工	495	実践問題 問10	解答解説 特定建設業者と一次下請業者の間に締結した建設工事の請負代金の総額が <b>4,500万円</b> 以上(建築一式工事では <b>7,000万円</b> 以上、税込)となった場合に作成しなければならない	特定建設業者と一次下請業者の間に締結した建設工事の請負代金の総額が <b>5,000万円</b> 以上(建築一式工事では <b>8,000万円</b> 以上、税込)となった場合に作成しなければならない
施工	495	実践問題 問12	問題文 元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が、 <b>8,000万円以上</b> の場合、原則として、当該工事には、専任の監理技術者を置かなくてよい	元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が、 <b>9,000万円</b> の場合、原則として、当該工事には、専任の監理技術者を置かなくてよい
			解答解説 公共性のある建設工事(個人住宅を除くほとんどの工事)で、請負金額が <b>4,000万円</b> (建築一式工事の場合は <b>8,000万円</b> 、税込)以上の工事を施工する場合は、元請・下請にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある(業法26条・27条)	公共性のある建設工事(個人住宅を除くほとんどの工事)で、請負金額が <b>4,500万円</b> (建築一式工事の場合は <b>9,000万円</b> 、税込)以上の工事を施工する場合は、元請・下請にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある(業法26条・27条)

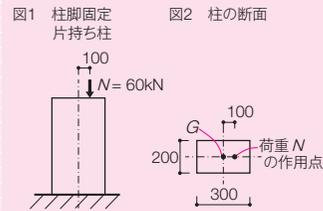
株式会社エクスナレッジ

## 1 最頻出問題 | 四肢択一

## QUESTION

- 1   図1のような柱脚固定の片持ち柱の柱頭に図心Gから100 mm離れた点に鉛直荷重  $N=60 \text{ kN}$  が作用している。底部における垂直応力度の分布の組み合わせとして正しいのは、次のうちどれか

	左端応力度 $\sigma (\text{N}/\text{mm}^2)$	右端応力度 $\sigma (\text{N}/\text{mm}^2)$
1	-4	6
2	-3	5
3	-2	4
4	-1	3



## ANSWER

- 1 答えは 4

偏心荷重を受ける部材の縁応力度の問題である。鉛直荷重  $N$  による圧縮応力度 ( $= N/A$ ) と偏心荷重によって発生する縁応力度 ( $= \frac{Ne}{Z}$ ) の足し合わせにより求まる (367 頁参照)。

$$\sigma_c = \frac{N}{A} = \frac{60 \text{ kN}}{60,000 \text{ mm}^2} = 1 \text{ N}/\text{mm}^2$$

$$\sigma_e = \frac{Ne}{Z} = \frac{60 \times 100 \text{ kN}}{\frac{200 \times 300^2}{6} \text{ mm}^3} = 2 \text{ N}/\text{mm}^2$$

$$\frac{N}{A} - \frac{Ne}{Z} = 1 - 2 = -1 \text{ N}/\text{mm}^2$$

$$\frac{N}{A} + \frac{Ne}{Z} = 1 + 2 = 3 \text{ N}/\text{mm}^2$$

柱脚断面の垂直応力度分布

$$\begin{aligned} \frac{N}{A} - \frac{Ne}{Z} &= 1 - 2 = -1 \text{ N}/\text{mm}^2 \\ \frac{N}{A} + \frac{Ne}{Z} &= 1 + 2 = 3 \text{ N}/\text{mm}^2 \end{aligned}$$